

第九十八回

参議院社会労働委員会議録第二号

昭和五十八年二月十六日(水曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

二月十日

辞任

関口 恵造君

補欠選任
鷗崎 均君補欠選任
鷗崎 均君

出席者は左のとおり。

目黒今朝次郎君

理事

委員長

田中 正巳君

村上 正邦君

対馬 孝且君

渡部 通子君

石本 茂君

佐藤 满君

佐藤 十朗君

関口 恵造君

福島 茂夫君

本岡 昭次君

和田 静夫君

中野 鉄造君

斎藤 タケ子君
藤井 恒男君
山田耕三郎君高齋会への対応策に関する件の調査のた
め、来る二月二十二日の連合審査会に、厚生省人
口問題研究所所長岡崎陽一君 上智大学教授小山
りいたします。

事務局側

常任委員会専門員 今藤 省三君

本岡 昭次郎君
和田 静夫君
中野 鉄造君
斎藤 タケ子君
藤井 恒男君
山田耕三郎君
高齋会への対応策に関する件の調査のた
め、来る二月二十二日の連合審査会に、厚生省人
口問題研究所所長岡崎陽一君 上智大学教授小山
りいたします。

本日の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

○参考人の出席要求に関する件

すが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、

さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

○委員長(目黒今朝次郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたしました。

○委員長(目黒今朝次郎君) 連合審査会に関する件についてお詫びいたしま

す。
高齢化社会への対応策に関する件について、内閣委員会及び地方行政委員会からの連合審査会開会の申し入れを受諾することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

一、民間保育事業振興に関する請願(第九一号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一五二号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一六三号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一七五号)

一、国民健康保険組合基盤強化に関する請願(第一五八号)

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第一六一號)

一、じん肺法改正に関する請願(第一六二号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一六三号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第一六九号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一六四号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一八二号)

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第一八四号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一八三号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一八五号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一八六号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一八八号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九二号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九三号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九四号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九五号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九六号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九七号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九八号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九九号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九〇号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九一号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九二号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九三号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九四号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九五号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九六号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九七号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九八号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九九号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九〇号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九一号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一九二号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九三号)

一、じん肺法改正に関する請願(第一九四号)

乳幼児が健全に成長するうえで必要な保育所の制度を一層充実するため、次の事項の実現を図られたい。

一、措置費を改善すること。

1 週四十四時間勤務体制確立のため、三年次

分の予算化を図ること。

2 非常勤保母を常勤化すること。

3 事務職員を全保育所へ置くこと。

4 民間施設給与改善費を増額すること。

5 管理費、事業費を増額すること。

6 最低基準を改定すること。

7 保母定数を改善し、六対一を零歳児については三対一に、一歳児については四対一とする

こと。

8 特別保育対策を拡充すること。

9 乳児保育対策を充実すること。

10 障害児保育費を充実すること。

11 長時間、夜間保育対策を充実すること。

12 退職共済制度を大幅に改善すること。

第六号 昭和五十七年十二月二十八日受理

保育所振興対策の確立に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会内 阪本彰雄 外

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第七号 昭和五十七年十二月二十八日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 山形市荒町一ノ一三ノ四

恵美子 外二千五百十四名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第八号 昭和五十七年十二月二十八日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市住吉町一五ノ二〇
磐井君枝 外七千五百名

紹介議員 森山 真弓君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

一、保育料を軽減すること。

二、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。

三、職員の格付は正と受持定数の改定を行うこと。

四、公立保育所の適正配置と公私格差の是正を行ふこと。

五、ベビーホテル廃絶のための対策を樹立すること。

六、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。

七、職員の格付は正と受持定数の改定を行うこと。

八、じん肺法改正に関する請願

請願者 横浜市鶴見区豊岡町一ノ四ノ五
清水敏雄 外四百七十五名

紹介議員 大石 武一君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

一、保育料を軽減すること。

二、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。

三、職員の格付は正と受持定数の改定を行うこと。

四、公立保育所の適正配置と公私格差の是正を行ふこと。

五、ベビーホテル廃絶のための対策を樹立すること。

六、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。

七、職員の格付は正と受持定数の改定を行うこと。

八、じん肺法改正に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 堀籠功 外四
千七百四十六名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

一、保育料を軽減すること。

二、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。

三、職員の格付は正と受持定数の改定を行うこと。

四、公立保育所の適正配置と公私格差の是正を行ふこと。

五、ベビーホテル廃絶のための対策を樹立すること。

六、十人きざみの保育単価を設定し、実施すること。

七、職員の格付は正と受持定数の改定を行うこと。

八、じん肺法改正に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 離波巖 外千
二百七十七名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

一、じん肺法のなかに災害補償を含めること。

二、じん肺法のなかに粉じん障害防止規則を含めること。

三、じん肺管管理区分一及び三の者に相当する補償を行うこと。

四、循環器、内部臓器系を合併症とすること。

五、じん肺結核合併症は管理四とすること。

六、粉じん職場を離職した者の定期健康診断を無料で実施すること。なお、管理一を年一回、管理二是年二回、管理三については三箇月ごとに実行すること。

七、じん肺管理区分の決定通知書が該当者に届くまでの期間を短縮すること。

八、じん肺管管理区分の決定通知は事業場においても該当者に対し基準局長が直接送付すること。

九、じん肺症は、今日の進歩した医学をもつてして施設を実施し、効果をあげている。かねてより要望している定員定額制が実施されれば、この問題は解消されるが、その早急な実現が難しい現状では、次善の方法として十人きざみの保育単価の実

がり、特に、呼吸器系循環器系に対する外因性及び内因性侵襲による負荷は全身的消耗性疾患として究極的に寿命を短縮し死亡につながる不可逆性の職業病である。よつて、じん肺の病態、重症度、機能障害の程度、生活能力損耗の程度などを勘案したじん肺障害補償制度をじん肺法のなかに含める必要がある。(2)じん肺患者は日本の発展成長を支えるために踏台にされてきた者であり、じん肺の重症患者(管理四)は全国に約二万人と推定されている。粉じん障害防止規則はこのようないくつかの規則の中に、また、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止し健康管理のための適切な措置を講ずる目的をもつて制定されたものであり、粉じん障害防止規則をじん肺法のなかに含めることによつて一層の強化を図ることができる。(3)現在、管理区分三の者への援護措置制度が制定され、教育訓練を行うことが義務づけられ対象労働者に対する転換手当を法定しているが粉じん作業所で職場転換することは無理である。まして、じん肺患者は肺機能が低下しているため、労働能力も、低下している。よつて、労働能力の低下分の補償を行い職業の転換を図り症状を悪化させないよう措置する必要がある。(4)粉じん作業と各種臓器との関係についての文献的な検討結果や、粉じん作業者を対象としたいくつかの大規模な疫学調査結果は悪性腫瘍発生の高度な危険率を認めている。同じようにじん肺患者は長年にわたる薬物服用のために胃腸障害、肝、胆のう等の障害の発生率が高くなっている。これらは粉じん作業と各種臓器の悪性腫瘍の発生に相関性を認めるものと考えられるので、循環器、内部臓器系を合併症とする必要がある。(5)肺結核は、現在の進んだ医学では治癒することが明らかにされているが結核菌におかされた肺胞は菌が死んで元どおりに回復しないで、じん肺と同じようにな石灰化する。このため、肺が弱いので菌が再発しやすくなる。このため、肺が弱いので菌が再発しやすくなる。このため、肺が弱いので菌が再発しやすくなる。

症は管理四とする必要がある。(4)じん肺は粉じん暴露中止後においても病状の進展、増悪が認められるため、離職後もじん肺者の定期的健康診断が必要である。また、症状を促進させないための予防と早期治療のためにこれが必要である。(5)申請時より管理区分決定通知が本人に届く期間が相当地間に長く管理四に決まついても通知がないため治療が行われない。(6)事業所経由では事業主が該当者に管理区分の内容を通知しないので管理四の通知が事業所に届いているにもかかわらず、本人は知らずに働いている例が多い。

第二六号 昭和五十八年一月七日受理
障害児・者の職業訓練の場及び職業の保障等に関する請願

説 亂表
岐阜県大野郡丹生川村折敷地二
〇一 磐井武久 外二百五十三
紹介議員 前島英三郎君

保育器内の不適切な酸素投与によつてRLF(未熟児網膜症)にかかり失明、又は失明に脳性麻痺を合併した障害児の多くは、障害児であるという

ことだけで、子どもの世界や地域、家庭から切り離されたところにいる。障害児といわれる子どもを育てる苦しさは、子どもに障害があるという理由によるものではなく、障害児と、障害児として

社会の片隅に追いやつてしまふ偏見の目であり、そうした人間関係や教育・社会構造によるものである。また、障害児・者に対しては、なんの対策

もとられていないし、福祉とは、金を与えるだけのことであつたり、それも、ある種の団体に依存し、そこに補助金を出すことによつて福祉政策をもつて、もつこぎない。つゝては、章書者の企圖

参加と平等を目指し、障害児・者と健常児・者が歩みより、理解し合うような社会をつくるため、また、障害児・者の権利としての福祉を実現する

ため、次の事項について実現を図られたい。

を保障すること。また、はり、あん摩、きゅうなど視覚障害者の職業の保護策とともに、障害者の

二千八百六名

第三三兩 沈阳五十八年一月七日受

第三章 時和五年一月七日受理
民間保育事業振興に関する請願

一 清水和福外一万七千七十七

紹介議員 藏内修治君

この請願の趣旨は、第八号と同じであ

第六二号 昭和五十八年一月八日受理

民間保育事業振興に関する請願(二通)

入社団法人京都府保健園連盟内
藤田ヒサエ 外五万三千五百七十
五名

紹介議員
神谷信之助君
五名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六五号 昭和五十八年一月十日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

（八通）
請願者 埼玉県所沢市元町二六ノ一八所沢

市社会福祉協議会内 二上佑五郎 外八千七十名

紹介議員　名尾　良孝君

市町村社会福祉協議会の法律上の地位を明確化するため、社会福祉事業法の一部改正を行い、社会福祉協議会の法的地位を明確化する。

卷之六
柳葉の批評を圖れ大い

第六七号 昭和五十八年一月十日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会内 古本良和 外
七千五百四十四名

ト調査(百三十一事業所回答)による昭和五十七年一月一日より五月三十一日までの五箇月間の紹介件数は、全体の三十・七ペーセントが基準看護指定病院の入院患者への紹介となつており、これは、基準看護指定病院の総ベッド数の七十ペーセントにあててみると、約三ペーセントに相当し、紹介しても病院側より帰される場合や、紹介所で申込みを受けて断る場合も含めるとその要望はよりもかなりの経済的負担となり、また、家族が付き添う場合は、肉体的・精神的負担となる。したがつて、一般病院の付添看護料と同様に、各種健康保険における療養費扱いとなれば患者の経済的負担軽減の道が開かれるものと思われる。(資料添付)

第一五八号 昭和五十八年一月二十四日受理
国民健康保険組合基盤強化に関する請願
請願者 千葉市千葉港五ノ二五医療センタ
ー内千葉県歯科医師国民健康保険
組合理事長 佐瀬喜一
紹介議員 井上 裕君

国民健康保険事業運営については、昭和五十七年度予算編成時行われた大蔵、自治、厚生三大臣等の申合わせ事項に基づいて、その抜本的検討が行われている。国民健康保険組合は、国民健康保険事業の先駆的役割を果たし本事業の発展に寄与し、更に近年同種同業の連帯意識が高まり被保険者の加入が著しく増加しつつあり一層効率的な事業運営が行われている。ついては、国民福祉の一翼を担う国民健康保険組合の存立意義を認識しその組織基盤強化のため、次の事項について実現を図られたい。

一、国民健康保険組合の地域拡大並びに新增設特に近時都市を中心にて業種組合の地域拡大並びに新增設を希望する動きが活発化している。

国民健康保険組合は医療保険事業にとどまらず職域業域を構成する者がこの事業を通じて共同意識が助成され、ひいてはそれぞれの関係業界での地域拡大並びに新增設を認めること。

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一六三号 昭和五十八年一月二十四日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 山形市旅籠町一ノ九ノ四五 石川 民 外十四名
紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六九号 昭和五十八年一月二十五日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(三通)
請願者 青森県南津軽郡大鰐町大鰐八八ノ一 山中アサエ 外四十七名
紹介議員 松尾 官平君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一七五号 昭和五十八年一月二十六日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 東京都豊島区南長崎三ノ三五ノ八 長橋ベビー保育園内 田中隆子
外六千百八十二名
紹介議員 宇都宮徳馬君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一八二号 昭和五十八年一月二十六日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 島根県浜田市港町 江川トシ子
外十五名
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一八三号 昭和五十八年一月二十六日受理
jin肺法改正に関する請願
請願者 群馬県碓氷郡松井田町八城二八二三

第一八四号 昭和五十八年一月二十六日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願
請願者 千葉市千葉港四ノ三社会福祉法人
紹介議員 白井 庄一君
民三 外一万四千名

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一八五号 昭和五十八年一月二十六日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 徳島県海部郡海部町柳川 野畑美
代子 外一千七百五十九名

紹介議員 龜長 友義君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一八六号 昭和五十八年一月二十六日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 愛媛県西宇和郡三瓶町朝立二番耕
地一五〇ノメ第二 井上ことみ 外
四千四百八十八名

紹介議員 桧垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一八八号 昭和五十八年一月二十七日受理
じん肺法改正に関する請願
請願者 福岡県田川市鎮西東宝町一ノ六全
国じん肺患者同盟不知火支部内
桜川幸子 外五百九名

紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第一九一号 昭和五十八年一月二十七日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 茨城県那珂湊市八幡町五ノ一四

あつたことにより、昭和五十八年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者は、第二条第一項に規定する遺族年金受給権者たる父母等とみます。

39 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第二

条第一項中「昭和四十一年三月三十日」とあり、及び第二条の二中「昭和四十四年九月三十日」とあるのはそれぞれ昭和五十八年九月三十日と、第三条第三項及び第四項中「昭和四十二年四月一日」とあるのは昭和五十八年十月一日とする。

40 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間に負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和四十八年四月一日以後に死亡した者の父母又は祖父母であつたことにより、昭和五十八年四月一日において第一号又は第三号に掲げる給付を受ける権利を有する者（同日において同条第三項各号のいずれかに該当する者を含む）であつて、当該死亡した者の死亡の後同年九月三十日までの間にその者と氏と同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつたもの（以下この項において「父母等」という。）は、第三条第五項に規定する者とみなす。ただし、当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子又は孫（当該死亡した者の死亡の当時その死亡した者以外に子も孫もいなかつた父母等が同年十月一日において同一の権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三

条第三項及び第四項中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」とある。

44 附則第三十八項、第三十九項及び前二項の規定により特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十八年十月一日とする。

附 則

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別

給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定並びに第三条中戦没者等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

42 昭和四十八年四月一日以後に死亡した者と読み替えるものとする。

42 昭和十二年七月七日前の負傷又は疾病によ

り死亡した者を除く。の父母又は祖父母であ

つたことにより、昭和五十八年四月一日において第三条第五項各号のいずれかに該当する者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時から同年九月三十日までの間にその者と氏と同じくする第三条第五項に規定する子又は孫を有するに至らなかつた者（以下この項において「父母等」という。）であつて、当該死亡した者の除籍時に氏を同じくする子も孫もいなかつたもの（当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつた他の父母等が同年十月一日においている場合にあつては、当該死亡した者の除籍時に子も孫もいなかつたものに限る。）は、第二条第一項に規定する戦没者の父母等とみなす。

ただし、その者が他の事由により特別給付金を受ける権利を取得した場合及び当該死亡した者の死亡に関し他に特別給付金を受ける権利を有することとなる者がある場合は、この限りでない。

43 前項の規定により特別給付金を受ける権利を有することとなるべき者については、第三条第三項及び第四項中「昭和四十一年四月一日」とあるのは、「昭和五十八年十月一日」とある。

附則第三項中「二十五年」を「三十年」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十八年十月一日」を

「昭和六十二年六月三十日」に改める。

附則第一項中「昭和五十八年六月三十日」を

「昭和六十二年六月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、昭和五十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中戦没者等の妻に対する特別

給付金支給法第三条、第四条第一項及び附則第二項の改正規定並びに第三条中戦没者等に対する特別給付金支給法第三条、第五条第一項及び附則第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（第二二十四号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二七号）

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一、保育所振興対策の確立に関する請願（第一二八号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第二二九号）

一、じん肺法改正に関する請願（第二二〇号）

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第二二五号）

一、療養担当手当の適用拡大に関する請願（第二二五三号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二六〇号）

一、栄養士免許制度等存続に関する請願（第二五四号）

一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二五八号）

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第二二五九号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二九八号）

一、じん肺法改正に関する請願（第二二九七号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二九八号）

一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二三一五号）

一、てんかんの総合対策に関する請願（第二二六号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二九八号）

一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二九九号）

一、痴呆性老人対策に関する請願（第二二〇九号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第二二一九号）

一、障害児保育の充実等に関する請願（第二二一九号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二二七号）

一、調理師法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三三号）

一、栄養士法の資格免許制度堅持に関する請願（第二二三一号）

（第二二四号）

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第二二二七号）

一、痴呆性老人対策に関する請願（第二二〇九号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第二二一九号）

一、保育所振興対策の確立に関する請願（第二二九九号）

一、痴呆性老人対策に関する請願（第二二〇九号）

三四〇号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第三四三号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第三四四号)(第三四五号)

一、じん肺法改正に関する請願(第三四六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三四七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三四八号)(第三四九号)(第三五〇号)(第三五一号)(第三五二号)(第三五三号)(第三五四号)(第三五五号)(第三五六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三五七号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第三三五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三五号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三五五号)(第三五六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三五七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三五八号)(第三三五九号)(第三三六〇号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三五九号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三六〇号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三六一号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三六二号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三六三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三六四号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三六五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三六六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三六七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三六八号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三六九号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三七〇号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三七一号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三七二号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三七三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三七四号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三七五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三七六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三七七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三七八号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三七九号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三八〇号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三八一号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三八二号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三八三号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三八四号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三八五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三八六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三八七号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第三三八八号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第三三八九号)

第二二一〇号 昭和五十八年一月二十八日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 京都市上京区丸太町通智恵光院西

入社団法人京都市保育園連盟内

川上清樹 外一万三千三百九十四

紹介議員 佐藤 昭夫君

名

県議会内 増田正敬

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 大阪府高槻市芝生町一ノ三〇ノ一

三 仲谷武治 外四百九十九名

紹介議員 片山 基市君

高槻市は、高度経成長政策による人口の都市集中の結果、昭和四十年から同五十年までの十年間に一・五倍(二十万人増)という全国でも有数の人口急増をみ、現在では三十四万人の人口を有している。この急激な人口急増による小・中学校、幼稚園、保育所など教育、福祉施設の建設は、大きな財政負担をもたらし、その財源の多くを高利率の繰返し債に依存せざるをえなかつたので、人口の伸びが鈍化した現在においても、人口急増期の借金の元利返済が、大きく財政を圧迫しており、昭和五十六年度決算では、公債費の経常収支比率は二十五・四ペーセント、公債費比率は二十四・三ペーセントと他都市と比較してはるかに高く、地方債現在高のうち利率が九ペーセントを超えるものが二十七ペーセントを占めている。そのため、文化・スポーツ施設をはじめ、公園や道路など都市基盤の整備が、他都市より著しく立ち遅れ、市民生活に大きな影響を及ぼしている。ついては、次の事項の実現を図られたい。

第一二一〇号 昭和五十八年一月二十八日受理

痴呆性老人対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

紹介議員 小山 一平君

本格的な高齢化社会へ急速に移行しつつあるなかで、老人福祉に対するニーズも多様化し、その充実強化は今や国民的な緊急課題となつてゐる。とりわけ、痴呆性老人の問題は、徘徊、幻覚等様々な異常行動を現すため、これらの老人を抱える家族にとってはその介護が大きな負担となるが、専門的な医療、保健、介護等の援助体制及び施設の整備は著しく立ち遅れている。よつて、痴呆性老人の特性に適応した老人福祉対策を早急に講ずるよう強く要請する。

第一二一九号 昭和五十八年一月二十八日受理

痴呆性老人対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

紹介議員 小山 一平君

痴呆性老人対策に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野
紹介議員 小山 一平君
明 外三千五百九十一名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二二二三号 昭和五十八年一月二十八日受理

調理師法の資格免許制度堅持に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

県議会内 増田正敬

紹介議員 下条進一郎君

名

全国保育協議会内 大江義次 外

八千二百六十三名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 大阪府高槻市芝生町一ノ三〇ノ一

三 仲谷武治 外四百九十九名

紹介議員 片山 基市君

高槻市は、高度経成長政策による人口の都市集中の結果、昭和四十年から同五十年までの十年間に一・五倍(二十万人増)という全国でも有数の人口急増をみ、現在では三十四万人の人口を有している。この急激な人口急増による小・中学校、幼稚園、保育所など教育、福祉施設の建設は、大きな財政負担をもたらし、その財源の多くを高利率の繰返し債に依存せざるをえなかつたので、人口の伸びが鈍化した現在においても、人口急増期の借金の元利返済が、大きく財政を圧迫しており、昭和五十六年度決算では、公債費の経常収支比率は二十五・四ペーセント、公債費比率は二十四・三ペーセントと他都市と比較してはるかに高く、地方債現在高のうち利率が九ペーセントを超えるものが二十七ペーセントを占めている。そのため、文化・スポーツ施設をはじめ、公園や道路など都市基盤の整備が、他都市より著しく立ち遅れ、市民生活に大きな影響を及ぼしている。ついては、次の事項の実現を図られたい。

第一二二四号 昭和五十八年一月二十八日受理

痴呆性老人対策に関する請願

請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二長野

紹介議員 下条進一郎君

第二二二八号 昭和五十八年一月二十八日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

県議会内 増田正敬

紹介議員 下条進一郎君

名

全国保育協議会内 大江義次 外

八千二百六十三名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 三重県桑名市北寺町三二ノ三

藤知宏 外一万三千八百八十九名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 三重県桑名市北寺町三二ノ三

藤知宏 外一千三百四十九名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 岩手県和賀郡沢内町太野一九ノ六

七全國じん肺患者同盟和賀湯本支

部内 高橋重太郎 外三百四名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡坂北村坂北村社会

福祉協議会内 柳澤右門 外一千五百二十名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇一新潟

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

障害児保育の充実等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇一新潟

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君

医療ソーシャルワーカーは、社会福祉について専門的知識と技術を修得し、病気や障害をもつ患者、家族が抱えている療養生活上の精神的、社会的、経済的な諸問題の解決に援助協力し、診療目的の達成上からも極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、現行では制度として確立されないので、任用は医療機関等の裁量に委ねられており、社会的要請にも十分こたえられない配

置の現状にあり施策の充実が強く望まれている。よつて、医療福祉事業の拡充のため医療ソーシャルワーカーの資格認定、配置基準の認定等について早急に法制化するよう強く要望する。

第二五三号 昭和五十八年一月二十九日受理

療養担当手当の適用拡大に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二 新潟

県議会内 高橋十一

紹介議員 長谷川 信君

人口の老齢化、疾病構造の変化等に対処するため公私立医療機関とも適切、効率的な医療に努めているが、その経営は悪化している。特に、新潟県は豪雪、寒冷地域であり、医療機関の冬期暖房は

不可欠のものであるが、昨今の光熱費の高騰は医療機関の経営を圧迫し一部患者負担の要因となつていて。よつて、寒冷地医療機関の負担を軽減し、経営の健全化を図るため、北海道と同様に冬期暖房料に係る療養担当手当の適用拡大を図るよう強く要望する。

第二五四号 昭和五十八年一月二十九日受理

栄養士免許制度等存続に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二 新潟

紹介議員 長谷川 信君

法に基づく免許制度として社会的評価が確立し、長年にわたり国民の健康づくり、医療対策において

て栄養士の果たしている業績は大きく、今後とも

栄養士の質的向上、国民の栄養行政の推進が要請されている。しかしながら、行政管理庁は国の規制行政の見直しの一環として栄養士免許制度及び

管理栄養士登録の改廃等を内容とした調査結果をまとめ、第一次臨時行政調査会に提言した。これ

は栄養士の社会的業績を軽視し、栄養改善行政の後退を招くもので容認できない。よつて、栄養行

政の一層の推進を図るため栄養士免許制度及び管

理栄養士資格登録については現行制度を存続するよう強く要望する。

第二五八号 昭和五十八年一月二十九日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

紹介議員 林 道君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二五九号 昭和五十八年一月二十九日受理

全国保育協議会内 水口政広 外

千五十九名

市區町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

紹介議員 長谷川 信君

(八通)

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二六〇号 昭和五十八年一月二十九日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看

護の認定に関する請願

請願者 新潟市東中通一番町八六社会福祉

法人新潟県社会福祉協議会会長

百川伝吾・外八百二十三名

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第二六一號 昭和五十八年一月二十九日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看

護の認定に関する請願

請願者 新潟市春日町四ノ六有限会社新潟

紹介議員 長谷川 信君

ヨ 外二百名

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二九八号 昭和五十八年一月一日受理

国じん肺患者同盟東京支部内 森 藤佐武 外五百七十六名

紹介員 目黒今朝次郎君

請願者 東京都北区浮間二ノ一〇ノ二七全

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第二九九号 昭和五十八年二月二日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看

護の認定に関する請願(三通)

請願者 大分県別府市光町一一〇三三昭和

看護婦家政婦紹介所内 木許ツヤ

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三一五号 昭和五十八年二月二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬四ノ五ノ九 賀 来三男 外二千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三一六号 昭和五十八年二月二日受理

腎疾患総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ八

社会福祉法人全国心身障害児福祉

財団内社団法人日本てんかん協会 内 斎藤仁 外三百三十三名

紹介員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三一七号 昭和五十八年二月二日受理

腎疾患総合対策に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬四ノ五ノ九 賀 来三男 外二千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三一八号 昭和五十八年二月二日受理

腎疾患総合対策に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬四ノ五ノ九 賀 来三男 外二千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三一九号 昭和五十八年二月二日受理

腎疾患総合対策に関する請願

請願者 東京都練馬区練馬四ノ五ノ九 賀 来三男 外二千四百九十八名

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

きた。ついては、次の事項の実現を図られたい。

一、腎臓病の治療、研究、情報収集などを行う総合腎センターを中央及び地方に設置するよう努力すること。

二、国民の皆検尿を完全に実施し、腎臓病の早期発見、早期治療体制の確立を図ること。

三、ネフロレゼ、慢性腎炎患者などの生活の実態を理解し、医療費の軽減などの措置を講ずること。

四、透析医療供給体制の整備、拡充を図ること。

五、腎臓提供登録者の拡大のための広報活動を一層強化し、腎臓移植手術の実施病院、地方腎移植センターの整備など腎臓移植体制を拡充すること。

四、透析医療供給体制の整備、拡充を図ること。

五、腎臓病の治療、研究、情報収集などを行う総合腎センターを中央及び地方に設置するよう努力すること。

三、ネフロレゼ、慢性腎炎患者などの生活の実態を理解し、医療費の軽減などの措置を講ずること。

四、透析医療供給体制の整備、拡充を図ること。

五、腎臓提供登録者の拡大のための広報活動を一層強化し、腎臓移植手術の実施病院、地方腎移植センターの整備など腎臓移植体制を拡充すること。

めに、次の措置をとること。

1 法制的見直しを含めて、てんかんの総合対

策への準備を開始すること。

2 地方医務局を単位に一つ以上、高度の医療

研究・研修及び

ヒビリテーションの機能

をもつ専門病院(てんかんセンター)を設置す

ること。また、国立病院にてんかん外来を設

置すること。

3 国立療養所静岡東病院及び国立寺泊療養所

の内容充実を更に図ること。特に、リハビリ

テーション部門を、人員配置を含めて早急に

充実すること。

4 国立神経センターの発作性疾患部門を昭和

五十八年度に開設すること。

5 てんかんに関する研究費を大幅に増額する

こと。特に、疫学調査の研究班を構成するとともに、職能評価についての研究を進めるこ

と。

6 保護帽の開発を更に進めるとともに、新た

に保護床素材についても開発を開始すること。

7 各種福祉施設におけるてんかんに悩む者の受入れを円滑に進めるため、加算方式等の具

体的方法を講ずること。

8 保健所に、てんかんに関する専門職員を配置すること。

9 医師を含む専門職員の養成及び再研修を強

力に推し進めるため、その機会と場を保障するため、次の措置をとること。

1 公営職業訓練校における受入れを積極的に図ること。

2 国立療養所静岡東病院及び国立寺泊療養所に近接する地に、職能訓練施設を設置すること。

3 公共職業安定所のなかに、てんかんに関する専門相談員を配置すること。

4 職域開発をし、相談体制をつくること。

5 てんかんに悩む者の就労についての研究を行うこと。
6 専門職員の養成及び研修を強力に推し進めること。

第三二九号 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会内 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三〇号 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三一號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三二號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三三三號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三三四號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三三五號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三三六號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三三七號 昭和五十八年一月一日受理
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
全国保育協議会外 森田信行 外
千五百九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 島取市卯垣 天良智代子 外六百

じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四七號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
社会福祉法人全国心身障害児福祉財団内社団法人日本てんかん協会内 高田康範 外千名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第三四八號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 石川県金沢市泉が丘一ノ四ノ五
武部友勝 外二千七十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三四九號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 佐賀県藤津郡塩田町新村 喜善 外七百九十九名

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三五〇號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 福井市福新町一、二〇一 佐々木

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第三五一号 昭和五十八年二月三日受理
請願者 佐賀市鬼丸町七ノ一八佐賀県保育

協議会内 牧龍興 外三千四百九十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五二號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 福井市福新町一、二〇一 佐々木

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五三號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 福井市福新町一、二〇一 佐々木

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五四號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 福井市福新町一、二〇一 佐々木

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四六號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四七號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四八號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四九號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五〇號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五一号 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三五二號 昭和五十八年二月三日受理
請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八
じん肺法改正に関する請願
請願者 秋田県大館市軽井沢下岱三〇秋田

労災病院内 浜崎義雄 外二百一十二名

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府枚方市禁野本町一ノ七ノ二
○ 麦生田清水 外五千七百五十

第三五一号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 秋田市八橋下八橋七六ノ一 鈴木

紹介議員 佐々木 满君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五七号 昭和五十八年二月三日受理

てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稻田二ノ二ノ八

社会福祉法人全国心身障害児福祉
財団内社団法人日本てんかん協会

内 黒川靖子 外千名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五三号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都板橋区大和町二九ノ四 小

名力雄 外二千四百四十三名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五四号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 香川県高松市木太町二〇ノ一、八

四二ノ一一 岡田一木 外十名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五五号 昭和五十八年二月三日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市高木中央二ノ二、五〇一ノ

三 佐々木誠一 外九百九十九名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三五六号 昭和五十八年二月三日受理

昭和五十八年二月十九日印刷

昭和五十八年一月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局